

引換書・受領書印刷の確認画面の変更について

平成24年2月6日
日本商工会議所国際部

特定原産地証明書の受け取りに必要な「引換書・受領書」の印刷確認画面を、以下のとおり変更いたします。

【変更概要】

変更後

変更前

従来どおり、協定名をクリックすることで確認できます。

「留意すべき事項」は、受け取る証明書の協定分のみ表示される

Web ページからのメッセージ

引換書・受領書を印刷します。よろしいですか？
受取方法が「郵送」の案件については、引換書は印刷されません。

OK

キャンセル

「OK」をクリックすると引換書・受領書の PDF が起動

「はい」をクリックすると引換書・受領書の PDF が起動

引換書・受領書

給に際し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第4条2項に基づき、以下の留意すべき事項を確認のうえ、引換書・受領書を印刷します。

<留意すべき事項>

チリ

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第4条2項及び第3項の規定に基づく
証明書受給者及び証明資料提出者の留意事項

証明書受給者及び証明資料提出者 各位

タイ

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第4条2項及び第3項の規定に基づく
証明書受給者及び証明資料提出者の留意事項

証明書受給者及び証明資料提出者 各位

インドネシア

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第4条第2項及び第3項の規定
に基づく証明書受給者及び証明資料提出者の留意事項

【変更時期】

平成24年2月13日（月）